

第 27 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 12 日（金） 9 時 28 分～9 時 48 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (18 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	欠	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 欠席農業委員 (1 名)

4 番委員	今 井 龍 美				
-------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (4 名)

事務局長補佐	清 藤 哲 彦	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
主事	佐 藤 千 尋				

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 88 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 73 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

- 報告第 74 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 75 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 76 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 77 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

8. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 28 分]

議長
(山口 知治)

本日の総会に会長が出席できないことから、平川市農業員会規程第 3 条の規定により、暫時の間、会長の職務を代理しますので、ご協力をお願いいたします。

これより、第 27 回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。

次に、会期についてお諮りいたします。

会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。

議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

16 番葛西委員、17 番齋藤委員の両名をお願いいたします。

議案説明のため、清藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、佐藤主事の出席を求めました。

書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。

それでは、議案審議に入ります。

本日の議案は、お手元に配布しております議案第 88 号から議案第 90 号の 3 件、ほかに報告が 5 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 88 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

1 ページをご覧ください。

議案第 88 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、及び別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 137 番、138 番は、親族間の贈与、139 番、140 番は、譲受人の経営拡大、141 番は、譲受人の耕作便利による売買です。

売買価格は、

整理番号 139 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	176,678 円
整理番号 140 番	総額	250,000 円	10 アール当たり	209,380 円
整理番号 141 番	総額	23,000 円	10 アール当たり	100,000 円

となっています。

今回の件数は 5 件、面積 22,005 平方メートルで、田 8 筆 6,024 平方メートル、畑 16 筆 15,981 平方メートルとなっています。

次に、4 ページ、賃貸借権設定については、整理番号 237 番から 240 番は、借受人の経営拡大、241 番から 243 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定による貸借です。

今回の件数は 7 件、面積 44,157 平方メートルで、田 26 筆 41,145 平方メートル、畑 1 筆 3,012 平方メートルとなっています。

次に、7 ページ、使用貸借権設定については、すべて親族間の貸借です。

今回の件数は 3 件、面積 36,636 平方メートルで、田 6 筆 12,314 平方メートル、畑 20 筆 24,322 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号 137 番、138 番、使用貸借権設定の整理番号 56 番から 58 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がいましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 88 号について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 88 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 89 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

9 ページをご覧ください。

議案第 89 号は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、10 ページをご覧ください。

まず、整理番号 1 番の申請地は、11 ページのとおり、松崎小学校から北へ約 1.3 キロメートルに位置する農地です。

土地利用計画は 12 ページのとおり、転用目的は、農家住宅の建築です。

次に、整理番号 2 番および 3 番については、合わせて説明いたします。

申請地は、13 ページのとおり、小和森小学校から西へ約 800 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 14 ページのとおり、転用目的は、駐車場用地の拡張です。

整理番号 1 番から 3 番の農地区分については、別添 3 にあるとおりいずれも第 1 種農地と判断され、許可できる要件を満たすため、許可

相当と考えます。

今回の申請件数は3件、合計面積は1,350平方メートル、田3筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、6番花田委員、7番三浦委員、疑問点等がありましたらお願いします。

6番花田委員

特にありません。

7番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第89号について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第89号を、原案のとおり許可すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可すべきものと決定いたします。

次に、議案第90号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

15ページをご覧ください。

議案第90号は、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

16ページ、所有権移転については、整理番号146番から160番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は15件、面積69,943平方メートルで、田16筆32,751平方メートル、畑24筆37,192平方メートルです。

なお、売買価格については、別添4のとおりです。

次に、21ページ、利用権設定については、整理番号70番は、貸借期間の満了による再設定です。

整理番号71番から73番は、農地中間管理事業による利用権設定で、

一括方式によるものです。

今回の件数は4件、面積13,848平方メートルで、地目は全て田です。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました14番丹代委員、15番福士委員、疑問点等がありましたらお願いします。

14番丹代委員

特にありません。

15番福士委員

特にありません。

議長

それでは、所有権移転の整理番号148番、149番、152番を除き、議案第90号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号148番、149番、152番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号148番、149番、152番につきましては、10番三浦委員、13番小山内委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に準じ、まず、13番小山内委員に退席を求めます。

(13番小山内委員 退席)

議長

それでは、所有権移転の整理番号148番、149番について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、所有権移転の整理番号 148 番、149 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
13 番小山内委員の入室を許可します。

(13 番小山内委員 入室)

議長 次に、10 番三浦委員に退席を求めます。

(10 番三浦委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の整理番号 152 番について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、所有権移転の整理番号 152 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
10 番三浦委員の入室を許可します。

(10 番三浦委員 入室)

議長 次に、報告 5 件を一括して、事務局に説明を求めます。

佐藤主事 23 ページをご覧ください。

報告第 73 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

24 ページをご覧ください。

令和 2 年 12 月から令和 3 年 2 月までの 3 か月間の相続の届出件数は 25 件で、面積は 244,295 平方メートル、田 72 筆、畑 91 筆となってい

ます。

続いて、25 ページをご覧ください。

報告第 74 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

26 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 103 番は、借受人の都合、104 番は、他者へ貸付するため、105 番、106 番は、借受人へ売渡すため、107 番は、借受人及び他者へ売渡すために解約するものです。

今回の件数は 5 件、面積 26,860 平方メートルで、田 10 筆 19,576 平方メートル、畑 2 筆 7,284 平方メートルとなっています。

続いて、28 ページをご覧ください。

報告第 75 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

29 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 44 番は、借受人へ売渡すため、45 番は他者へ貸付するために解約するものです。

今回の件数は 2 件、面積 12,847 平方メートルで、田 11 筆 11,095 平方メートル、畑 1 筆 1,752 平方メートルとなっています。

谷川主査

続いて、30 ページをご覧ください。

報告第 76 号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

31 ページをご覧ください。

整理番号 3 番は、32 ページのとおり、届出地は文化センターから南東へ約 180 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 33 ページのとおりで、転用目的は、資材置場です。

今回の届出件数は 1 件で、面積 325 平方メートル、畑 1 筆です。

以上です。

続いて、34 ページをご覧ください。

報告第 77 号、農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

35 ページをご覧ください。

整理番号 1 番は、36 ページのとおり、届出地は、柏木小学校から東へ約 300 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は、37 ページのとおりで、盛土後は野菜を作付するそうです。

今回の届出件数は1件で、面積1,358平方メートル、田1筆です。
以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願い
いたします。

ございませんか。

3番柴田委員

報告第76号の整理番号1番について、周りが全て畑になっています
が、どのような資材を置くのですか。

谷川主査

家庭菜園用の資材とのことですが。

届出地は、譲受人の自宅、所有農地に隣接していますが、それらの
敷地が手狭になってきたため、今回の届出に至ったものです。

3番柴田委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。
よって、第27回総会を閉会いたします。

[閉会 9時48分]